

音更町子どもの読書活動推進計画 (第3期)

(令和4年度～令和8年度)

音更町教育委員会

はじめに

子どもにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。そのため、社会全体で、いつでも、どこにいても子どもたちが読書に親しむことができる環境づくりが重要になります。

音更町教育委員会では、平成 23 年に「音更町子どもの読書活動推進計画」、平成 28 年には第 2 期の同計画を策定し、町が一体となって、子どもたちの読書環境を整備してまいりました。

このたび、図書館協議会や小中学校、保育園、幼稚園など関係機関から様々なご意見をいただき、第 3 期の計画を策定いたしました。今後、この計画に基づき、図書館をはじめとする関係機関が連携協力し、子どもたちの読書環境の更なる充実を図り、音更町のすべての子どもたちが自発的に本を手に取り、読書を楽しむことができるよう取り組まなければならないと考えています。

令和 4 年 1 月

音更町教育委員会教育長 福 地 隆

目 次

I 「音更町子どもの読書活動推進計画（第3期）」の基本的な考え方	
1 計画の目的	1
2 計画の期間	1
3 計画の体系	1
II 各年代に応じた読書活動推進のための取組	
1 乳幼児と本のかかわり	2
2 小学生の読書推進	5
3 中学生・高校生の読書推進	8
III 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備	
1 保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育施設・子育て支援 センターにおける読書環境の整備	11
2 学校図書館における読書環境の整備	12
3 図書館等における読書環境の整備	14
4 読書活動における感染症対策	16
用語解説	17

I 「音更町子どもの読書活動推進計画（第3期）」の基本的な考え方

1 計画の目的

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律^{※1}」が施行し、国や多くの地方公共団体では、子どもの読書活動に関わる計画を策定しています。現在、国は平成30年4月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）^{※2}」を策定し、北海道は平成30年3月に「北海道子どもの読書活動推進計画（第四次計画）^{※3}」を策定しています。

音更町教育委員会では、平成23年3月に第1期計画、平成28年3月に第2期計画を策定し、家庭や地域、学校、図書館など、子どもたちがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動ができる環境づくりを進めてきましたが、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、新たな「音更町子どもの読書活動推進計画（第3期）」を策定するものです。

2 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とし、必要に応じて計画を見直します。

3 計画の体系

(1) 各年代に応じた読書活動推進のための取組

- ・乳幼児と本のかかわり
- ・小学生の読書推進
- ・中学生・高校生の読書推進

(2) 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

- ・保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育施設・子育て支援センターにおける読書環境の整備
- ・学校図書館における読書環境の整備
- ・図書館等における読書環境の整備
- ・読書活動における感染症対策

Ⅱ 各年代に応じた読書推進活動のための取組

1 乳幼児と本のかかわり

(1) 第2期計画期間の読書推進状況

①保育園（4園）・認定こども園（5園）・幼稚園（1園）・小規模保育施設（9園）

読み聞かせは全ての園で実施しており、ほとんどの園で一日に複数回行っているほか、7つの園で保護者や地域の方による読み聞かせを行っています。また、絵本に親しむ取組として、図書館訪問や図書館の団体貸出を利用している園や、季節や行事に合わせた絵本を棚に用意したり、発表会や誕生会での絵本を題材に出し物を行うなどの工夫をしている園もあります。

なお、9つの園で各家庭に配布する「おたより」を通して読み聞かせや読書の推進を啓発し、ホームページでおすすめの絵本を紹介している園もあります。

②子育て支援センター（4カ所）

読み聞かせは、3カ所が毎日実施しており、1カ所が時々実施している状況です。また、第1期計画期間では実施していなかった、保護者による読み聞かせを行っているセンターが2カ所あり、読み聞かせボランティアを活用しているセンターも1カ所あります。読み聞かせ以外の絵本に親しむ取組としては、おすすめの絵本の展示や定期的な絵本の入替、図書館の団体貸出を利用しています。

③図書館

保健センターでの乳幼児健診の際、10カ月児と2歳児を対象にブックスタート事業^{※4}を実施しているほか、「絵本作家講演会」や「読み聞かせ教室」を開催するなど、親子で絵本を楽しむきっかけづくりを進めています。また、「こどものつどい」や「クリスマスのつどい」などの事業で、おすすめの絵本やしかけ絵本を展示しているほか、町広報に掲載している「図書館通信」、毎月発行している「図書館だより」などを通して読書の推進を啓発しています。

④行政

生涯学習事業の幼児家庭教育学級や、保健センターの乳幼児相談において、読み聞かせについて取り上げています。また、町ホームページ「音更町子育て支援サイト すくすく」の中で、おすすめの絵本を紹介しています。

⑤地域

図書館を拠点に活動する読み聞かせボランティアは、平成27年度までは5団体でしたが、平成28年度からは大谷短期大学の学生ボランティアが発足し、6団体が活動しています。また、これらの団体は、要望に応じて保育園や子育て支援センターなどで、「おはなし会」を行っています。

(2) 乳幼児期の特徴（北海道子どもの読書活動推進計画（第四次計画）より）

3歳までには、徐々に自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになるとともに、文字の存在を意識し絵本に興味を示すようになります。この時期は絵本や物語などに親しみ、保護者等の周りにいる大人からの語りかけや言葉のやりとりを通じて、気持ちを通わせることが大切です。

4歳以上になると、日常生活に必要な言葉が分かるようになり、かな文字も全部読めるようになってきます。この時期は、絵本や物語を読んでもらうことなどにより、その内容を自分の経験と結びつけ、想像を巡らせるなどして、読書の楽しみを味わうことが大切です。

(3) 推進の方向性

乳幼児期の子どもは自ら本を読むことができないことから、読んであげる大人の存在が必要になります。保育園、幼稚園や図書館などの各関係機関では、積極的に読み聞かせ等の活動を行うとともに、保護者におすすめの本の情報を発信して、親子で絵本を楽しむことを推進します。

(4) 具体的な取組

① 保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育施設

区分	内容
絵本等の読み聞かせ	各園では、一日の中で複数回にわたり読み聞かせを行っています。今後も日常での園児への読み聞かせを継続します。
ボランティア団体の活用	読み聞かせサークルなど地域で活動しているボランティア団体を招いて、園児が絵本に親しむ機会を作ります。
図書館の利用	図書館の団体貸出を利用し、子どもたちが多くの本に親しむことができるよう、各施設で不足している本を補います。
読書活動の啓発	「おたより」やホームページ等を通して、おすすめの本等の情報を発信するなど、本に触れることの大切さを啓発します。

② 子育て支援センター

区分	内容
絵本等の読み聞かせ	子育て世代同士の交流を深め、指導者や保護者が協力して読み聞かせを行います。
ボランティアの活用	読み聞かせサークルなど地域で活動しているボランティア団体を招いて、子どもたちが絵本に親しむ機会をつくります。
図書館の利用	図書館の団体貸出を利用し、子どもたちが多くの本に親しむことができるよう、各センターで不足している本を補います。

③図書館

区分	内容
ブックスタート事業の実施	赤ちゃんと保護者が絵本を介して楽しく幸せなひとときを過ごすことができるよう、10か月児対象及び2歳児対象のブックスタート事業を継続して実施します。
ボランティア団体の支援	図書館及び図書館分館を拠点におはなし会を開催する町内の読み聞かせボランティアの活動を支援します。
団体貸出の推進	子どもたちがたくさんの本に親しむことができるよう、保育園等に、団体貸出を推進します。また、必要に応じて保育園等に図書館文庫の設置を進めます。
各種事業の開催	「絵本作家講演会」や「読み聞かせ教室」の開催、「家読（うちどく）※ ⁵ 」の推進など、親子で絵本を楽しむきっかけづくりにつながる事業を展開します。
読書活動の啓発	町広報に掲載している「図書館通信」や毎月発行している「図書館だより」をはじめ、ホームページ等で、折々におすすめ絵本の情報を発信するなど、本に触れることの大切さを啓発します。

④行政

区分	内容
読み聞かせ講座の開催	生涯学習事業の幼児家庭教育学級などで、読み聞かせや読書への関心を高めるための講座を開催します。
乳幼児健診での絵本の啓発	保健センターでの乳幼児健診で、図書館のブックスタート事業に協力し、子育てに絵本を活用することを進めるとともに、乳幼児相談等の事業の中でおすすめ絵本などを紹介し、親子で絵本に親しむことを進めます。
読書活動の啓発	町のホームページ内にある「音更町子育て支援サイト すくすく」により、おすすめ絵本の情報を発信するなど、本に触れることの大切さについて啓発します。

⑤地域

区分	内容
ボランティア団体等の活動	地域住民によるボランティア団体、帯広大谷短大の学生、音更高等学校の生徒などにより、図書館や図書館分館、保育園、幼稚園、子育て支援センターなどでの読み聞かせを実施し、異世代の交流を図ります。

2 小学生の読書推進

(1) 第2期計画期間の読書推進状況

①小学校（11校）

皆で揃って行う朝読書については、1校が毎日実施、6校が定期的（週1回から2回程度）に実施、2校が期間限定で実施しており、2校が実施していない状況となっています。朝読書以外の読書活動の取組については、3校が図書委員による読み聞かせを行っており、第1期計画期間よりも2校増えています。また、町図書館との連携協力により、「授業でブックトーク^{※6}の実施」や「図書を紹介するPOP^{※7}作成」に取り組んだ学校もあります。

P T Aや地域住民のボランティアが読み聞かせなどの活動している学校は7校あり、第1期計画期間より1校増えています。

また、4校が「学校だより」など各家庭に配布されるプリントで読書の推進を啓発しています。

②図書館

小規模校に移動文庫^{※8}、大規模校の各学級に学級文庫^{※9}、学童保育所に学童文庫^{※10}を設置し、読書推進を図っています。

また、「読書感想文コンクール」や本から答えを導き出せる問題に挑戦する「図書館クイズ」などの本に親しむ事業や、平成28年度からは新入学児童に本をプレゼントする「リーディングスタート^{※11}」を実施しているほか、「親子図書館見学会」の開催や読み終えた本の記録を付ける「親子読書通帳^{※12}」を配布し、親子で行う読書活動を進めています。

小学校との連携については、毎年、学校図書館担当者会議を開催し意見交換を行っているほか、授業での図書館見学を受け入れています。

町広報に掲載している「図書館通信」や毎月発行している「図書館だより」、夏休み冬休み前に配布する「おすすめ本リスト」などにより、読書の推進を啓発しています。

③地域

全ての学童保育所で読書の時間を設けているほか、指導員が読み聞かせを行っている学童保育所もあります。

(2) 小学生期の特徴（北海道子どもの読書活動推進計画（第四次計画）より）

小学校低学年は、本を読む習慣が付き始める時期であり、文字で表された場面や情景をイメージすることができるようになってきます。この時期は、読み聞かせなどにより、いろいろな本に親しんだり、読書を楽しむことが大切です。

中学年は、多くの本を読むことができるようになるとともに、本を終わりまで読み通すことができるようになってきます。この時期は、幅広いジャンルの本に親しみ、読書を

通して必要な知識や情報を得るようにすることが大切です。

高学年は、目的に合った本を読むようになり、内容を評価することができるようになってきます。この時期は、日常的に読書に親しみ、読書を通して自分の考えを広げるようにすることが大切です。

(3) 推進の方向性

読書に関して小学生は、1年生から6年生の間に大きく変化していきます。低学年は、絵本を読んでもらうのが好きな年代ですが、学年が上がってくると自分の興味や関心に応じて本を読んだり、調べることができるようになってきます。そのため、様々な種類の本を紹介する機会を設け、身近なところに多くの本が置かれていることが必要になります。また、生活の中で親の影響を強く受けるため、親も家庭で本を読む時間を持ち、家族で読書をする習慣をつけることが大切です。

(4) 具体的な取組

①小学校

区分	内容
図書委員会等の活動	おすすめ本のPOP作成や絵本の読み聞かせ、アニメーション※13、ブックトークなどを実施し、本に対する関心を高めます。
朝読書の実施	朝読書を全ての小学校で取り組みます。
P T A ボランティアの活用	P T A や地域住民による学校図書館ボランティアや読み聞かせボランティアを組織し、児童が本に親しむ機会を作ります。
図書館の団体貸出の利用	団体貸出を利用し学校図書館で不足している図書を補い、授業での活用や児童の読書を推進します。
学習活動の充実	学校図書館を活用し、各教科等における児童の主体的・意欲的な学習活動の充実を図ります。
読書活動の啓発	「学校だより」や「学級だより」等により、おすすめ本の情報を発信するなど、読書活動の大切さを啓発します。

②図書館

区分	内容
リーディングスタートの実施	ブックスタート事業の関連事業として、新入学児童を対象におすすめ図書を紹介するとともに本をプレゼントするリーディングスタートを実施し、読書への関心を高めます。
学校との連携	学校図書館担当者との会議を開催し、児童の読書推進について意見交換を行うほか、学校図書館の運営について適宜相談に応じ、児童が使いやすい、授業にも活用しやすい学校図書館づくりに協力します。

区分	内容
団体貸出の促進	小規模校の移動文庫、大規模校の学級文庫の設置を継続し、定期的に図書の入替えを行います。また、総合学習や調べ学習での図書館利用を促進するとともに、団体貸出制度の利用により、学校図書館で不足している図書の貸出を推進します。さらに、学童保育所に設置している学童文庫を継続し、児童の読書を推進します。
読書相談	児童から読書相談を受け付け、興味や関心のある分野の図書を紹介します。
図書委員会等への協力	POP作成や読み聞かせ、アニメーション、ブックトークなど読書に関する取組を実施する際には積極的に協力します。
親子読書の推進	「親子読書通帳」の配布や「親子図書館見学会」の開催、「家読（うちどく）」の推進など、家庭での親子読書を進めます。
各種事業の開催	読書感想文コンクールや絵本作家講演会など、読書のきっかけづくりになる事業を開催し、児童の読書意欲を高めます。また、「放課後子ども教室 ^{*14} 」における読書活動の取組に協力します。
読書活動の啓発	町広報に掲載している「図書館通信」や毎月発行している「図書館だより」をはじめ、ホームページ等で、折々におすすめ図書の情報を発信するなど、読書活動の大切さを啓発します。

③行政

区分	内容
放課後子ども教室での活動	生涯学習課が開設している「放課後子ども教室」において、読書活動の取組を進めます。

④地域

区分	内容
学童保育所の活動	皆で読書をする時間を設けたり、指導員による読み聞かせなど、本に親しむ取組を行います。

3 中学生・高校生の読書推進

(1) 第2期計画期間の読書推進状況

①中学校（5校）

皆で揃って行う朝読書については、4校が毎日実施しており、1校が実施していない状況となっています。朝読書以外の読書活動については、ブックトークや図書委員会によるPOP作成を行っている学校があります。

P T Aや地域住民が学校図書館でボランティア活動をしている学校は無く、3校が「学校だより」など各家庭に配布されるプリントで読書の推進を啓発しています。

②高校（1校）

音更高等学校の学校図書館では、新入生対象のオリエンテーションを実施しています。図書局では定期的に「図書局だより」を発行しているほか、朝読書の実施について提案したり、ビブリオバトル^{*15}の実施について検討しています。また、国語科でブックトークを実施しています。

学校祭においてブックマルシェ（古本市）を開催し、売上金で地域の保育園に絵本を寄贈する活動を行っています。

③図書館

中高生向けのティーンズコーナー^{*16}においては、職場体験に来た生徒にPOPづくりを体験してもらい実際に活用するほか、随時、本を入れ替えて新鮮なコーナーづくりを行っています。また、「読書感想文コンクール」の実施や、平成28年度から平成30年度にかけて中学生による読書サークル「中学生図書館クラブ」により、読書推進を図ったほか、読み終えた本の記録を付ける「親子読書通帳」を配布し、親子で行う読書を推進しています。

中学校との連携については、毎年、学校図書館担当者会議を開催し意見交換しているほか、授業での職場体験学習を受け入れています。

また、町広報に掲載している「図書館通信」、毎月発行している「図書館だより」、夏休み冬休み前に作成している「おすすめ本リスト」などにより、読書の推進を啓発しています。

(2) 中学生・高校生期の特徴（北海道子どもの読書活動推進計画（第四次計画）より）

中学生期は、多くの本の中から自分に合った本を選択することができるようになってきます。また、共感・感動する本と出会うと、何度も読むようになります。この時期は、本や文章には様々な立場や考え方が書かれていることを知るとともに、読書が自分の生き方や社会との関わり方を支えてくれることを実感することが大切です。

高校生期は、読書の目的や資料の種類に応じて、適切な読書技術によって読むことができるようになってきます。この時期は、自分の読書生活を振り返り、読書の幅を広げ

るとともに、読書習慣を身に付け、生涯にわたって読書に親しむようにすることが大切です。

(3) 推進の方向性

中学生、高校生は、一般向けの本でも十分に読めるようになりますが、パソコンやスマートフォンなどに触れる機会が多くなり、学校生活においても部活動や試験勉強などで読書をする時間が少なくなってくることから、読書に対する関心が低下しないよう、話題の本や新鮮な本を身近に置くとともに、この年代の子どもたちが興味関心を持つような本を紹介していくことが必要です。また、親から離れ友達と行動し、ものの考え方など影響しあうことが多くなる年代でもあるので、友達同士で良い本を紹介し合うような取り組みが大切になります。

(4) 具体的な取組

①中学校・高校

区分	内容
図書委員会等の活動	おすすめ本のPOP作成やブックトーク、ビブリオバトルなど、友達に本を紹介する取組を実施し、本に対する関心を高めます。 高校においては、新入生対象のオリエンテーションなどにより、学校図書館の利用指導と生徒の読書を推進します。
朝読書の実施	全ての中学校・高校で、皆で揃って読書をする時間を設定します。
P T A ボランティアの活用	中学校では、P T A や地域住民による学校図書館ボランティアを組織し、生徒が図書に親しむ環境づくりを進めます。
図書館の団体貸出の利用	図書館で用意している「読書タイムセット ^{*17} 」を朝読書に役立てるとともに、団体貸出の制度を利用し学校図書館で不足している図書を補い、生徒の読書を推進します。
学習活動の充実	学校図書館を活用し、各教科等における生徒の主体的・意欲的な学習活動の充実を図ります。
読書活動の啓発	「学校だより」や「学級だより」等により、おすすめ図書の情報を発信するなど、読書活動の大切さを啓発します。

②図書館

区分	内容
ティーンズコーナーの充実	定期的な図書の入れ替えや話題になっている図書の配架、図書リストの配布など、ティーンズコーナーを充実し、生徒の読書を推進します。
学校との連携	学校図書館担当者との会議を開催し、生徒の読書推進について意見交換を行うほか、学校図書館の運営について適宜相談に応じ、生徒が利用しやすく授業にも活用しやすい学校図書館づくりに協力します。

区分	内容
団体貸出の促進	すぐに朝読書に対応できる「読書タイムセット」を用意するとともに、学校からの要望や特定のテーマのセットも用意できるよう柔軟な対応に努めます。さらに、調べ学習での図書館利用を促進するとともに、学校図書館で不足している図書の貸出を進めます。
読書相談	生徒から読書相談を受け付け、興味や関心のある分野の図書を紹介します。
図書委員会等への協力	学校でPOP作成やビブリオバトルなど読書に関する取り組みを実施する際には積極的に協力します。
親子読書の推進	「親子読書通帳」の配布や「家読（うちどく）」の推進など、家庭での親子読書を進めます。
各種事業の開催	「読書感想文コンクール」の実施や、生徒による「図書館クラブ」を組織し、読書を推進します。
読書活動の啓発	町広報に掲載している「図書館通信」や毎月発行している「図書館だより」をはじめ、ホームページ等で、折々におすすめ本の情報を発信するなど、読書活動の大切さを啓発します。

Ⅲ 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

1 保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育施設・子育て支援センターにおける読書環境の整備

(1) 第2期計画期間の読書推進状況

① 保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育施設

絵本や紙芝居の保有冊数は、保育園、認定こども園、幼稚園の平均は1,125冊であり、小規模保育施設の平均は351冊となっております。1年間に新しく入荷する絵本等は、保育園、認定こども園、幼稚園では平均38冊、小規模保育施設は平均10冊となっております。

② 子育て支援センター

子育て支援センターでは、平均163冊の絵本や紙芝居を保有しており、1年間に新しく入荷する絵本等は平均5冊となっております。

(2) 推進の方向性

子どもの読書活動を推進するためには、町内のすべての子どもが、好きな本を手にとったり、必要な資料を使って調べたりすることができる、望ましい読書環境づくりを進める必要があります。

保育園・幼稚園等においては、幼児が様々な本と出会うことのできる読書環境を整備することが望まれます。

(3) 具体的な取組

区分	内容
資料の充実	子どもたちに読み聞かせができるような絵本や紙芝居を整備するとともに、図書館の団体貸出の制度を利用し、子どもたちが多くの本に親しめる環境を作ります。
幼稚園教諭・保育士の研修	音更町内や周辺地域で開催される子どもの読書活動に関する研修に参加するなど自主研修に努め、個々のスキルアップを図ります。

2 学校図書館における読書環境の整備

(1) 第2期計画期間の読書推進状況

①小学校

学校図書館の蔵書冊数は平均 7,766 冊であり、学校図書館図書標準^{※18}における蔵書冊数を達成しているのは、11 校中 6 校となっています。年間の図書購入費は平均 38 万 1 千円となっています。また、平成 30 年度、令和元年度の 2 ヶ年で、大規模校 7 校にコンピュータシステムを導入して、蔵書を管理しています。

学校図書館の運営において、8 校が資料の整備（購入や廃棄）について、5 校がディスプレイの工夫について、4 校が学び方の指導（利用指導やレファレンス）についての悩みを持っています。

司書教諭^{※19}については、12 学級以上ある 5 校すべてに配置されていますが、学校図書館業務に充てる時間が十分に取れていない状況です。

②中学校

学校図書館の蔵書冊数は平均 8,097 冊であり、学校図書館図書標準における蔵書冊数を達成している学校はありません。1 年間の図書購入費は平均 53 万 6 千円となっています。また、平成 28 年度に、コンピュータシステムを導入して、蔵書を管理しています。

学校図書館の運営において、4 校が資料の整備（購入や廃棄）について、3 校が学び方の指導（利用指導やレファレンス）についての悩みを持っています。

司書教諭については、12 学級以上ある 4 校すべてに配置されていますが、学校図書館業務にかかる時間が十分に取れていない状況です。

③高校

音更高等学校の学校図書館の蔵書冊数は、約 9,500 冊となっています。年間の図書購入費は約 33 万円であります。また、司書教諭が配置されており、図書局員とともに、学校図書館の充実を図っています。

(2) 推進の方向性

学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにし、その理解を深める「学習センター」としての機能を有しています。さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう、「心の居場所」としての機能も期待されています。学校図書館がこのような機能を発揮することができるよう、十分な資料を備え、子どもが活用しやすい環境を整備するとともに、学校司書を配置する必要があります。

(3) 具体的な取組

区分	内容
専門職員の配置	学校図書館に引き続き適正に司書教諭を配置するとともに、学校司書 ^{※20} の配置に努めます。
学校図書館の充実	<p>全ての小中学校が学校図書館図書標準における蔵書冊数に達するよう、絵本や読み物、総合学習や調べ学習に役立てられるような図書を整備します。また、図書館の団体貸出制度を利用し、学校図書館で不足している図書を補います。さらに、日本十進分類法^{※21}による図書の配架を基本としながら、レイアウトやディスプレイの工夫により利用しやすい学校図書館づくりを進めます。</p> <p>高校においては、司書教諭が図書局員とともに、生徒にとって利用しやすい学校図書館を整備します。</p>
相談機能の充実	専門職員の適正な配置及び蔵書の整備により、読書指導の充実を図ります。
蔵書管理システムの効果的な活用	児童生徒の読書指導や読書相談、調べ物などの際に、蔵書管理システムの検索機能などを効果的に活用し、読書を推進します。
障がいのある児童・生徒のための資料整備	障がいのある児童・生徒のために、大活字本 ^{※22} や点字図書 ^{※23} 、オーディオブック ^{※24} などの資料を整備します。
研修機会の充実	町内の司書教諭や学校図書館担当者同士の交流及び情報交換して研鑽に努めます。また、教職員の研究集会などにより読書指導、読書相談のスキルアップを図ります。

3 図書館等における読書環境の整備

(1) 第2期計画期間の読書推進状況

児童書、絵本、紙芝居など子ども向け図書の蔵書冊数は、第1期の計画期間の最終年度である平成27年度末に57,986冊でしたが、令和2年度末には64,855冊となっています。その内、子ども向けの大活字本や点字図書は231冊となっています。

また、地域では、学童保育所において児童が興味を示すような図書を用意するとともに、図書館が設置する学童文庫を管理し、児童の読書を推進しています。

(2) 推進の方向性

図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選び、気軽に利用したり、読み聞かせ等の催しに参加したりしながら読書の楽しみを知ることができる場所であり、そのための環境整備が必要となります。また、図書館を拠点に活動している読み聞かせ等のボランティアは6団体あり、図書館以外の場所での活動を要望された場合のコーディネート役やボランティア対象の研修機会の充実も求められます。

さらに、小中学校においては、児童生徒に一人1台のタブレットが配布されていることから、そういった電子機器を使用して読書ができる電子図書館サービス^{※25}の検討が必要になります。

読書活動の中心的な役割を果たすべき施設として図書館を充実し、学校をはじめ、保育園や幼稚園など関係機関・団体等と連携しながら、望ましい読書環境づくりを進めます。

(3) 具体的な取組

区分	内容
専門職員の配置	図書館に、引き続き司書を適正に配置し、子どもの読書を推進します。
蔵書の充実	子どもたちのための図書を計画的に整備し、子どもたちが多くの本に親しむことができる環境を整備します。
読書相談体制の充実	児童カウンターに司書を配置し、いつでも読書相談に応じることができる体制をつくとともに、参考資料を整備しレファレンス機能の充実を図ります。
蔵書管理システム等の活用	子どもの読書相談や調べ物に対応するため、蔵書管理システムの機能を最大限に活用します。また、いつでも、誰でも、どこにいても読書を楽しむことができるよう、電子図書館サービスの導入を検討します。

区分	内容
障がいのある子どものための資料の整備	障がいのある子どものために、大活字本や点字図書、オーディオブックなどを整備します。
障がいのある子どもための施設の整備	図書館は館外から館内まで段差が無く、図書館分館は2階に位置していますが、正面入口前にエレベーターが設置されています。また、図書館、図書館分館ともに書架間隔が広く多目的トイレが設置されているなど、障がいのある人に対応した施設となっており、今後も適切に管理します。
ボランティア団体との連携・協力	読み聞かせボランティア等を活用し、おはなし会開催を要望する施設等に、ボランティア団体を紹介する役割を担うほか、ボランティア団体同士の交流や研修に関する協力を積極的に行います。
学童保育所の資料の充実	学童保育所においては、図書館が設置している学童文庫を適切に管理するとともに、独自に図書を収集し、児童が多くの本に親しめる環境づくりを進めます。
研修機会の充実	子どもたちからのさまざまな質問や相談に応じるには、司書を核とした職員体制づくりが不可欠です。職員の適正配置を図るとともに、日常業務での研鑽や自己研修、さらには自館、十勝管内図書館、道内図書館での研修をとおしてサービスの向上に努めます。
関係機関の指導者等講習会の情報提供	保育園、幼稚園の先生や小中学校の司書教諭、読み聞かせボランティア団体等が参加できる研修会の情報を各関係機関に提供します。

4 読書活動における感染症対策

令和2年以降、社会生活に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症により、様々な活動が制限されてきましたが、読書活動を行う中で感染を広げることの無いよう感染症対策を徹底し、安全安心に本を楽しむことができるように取り組むことが必要になります。

具体的な取組

感染症対策が必要となる場合には、各関係機関において以下の取組を実施します。

区分	内容
消毒の徹底	読書の前後に手指の消毒を励行するとともに、本は使用後にアルコールなどで消毒をします。また、他の人と共用するテーブルや椅子についても、使用後の消毒を徹底します。
マスク着用の徹底	読み聞かせやイベント等を開催するときは、マスクの着用を徹底します。
ソーシャルディスタンスの確保	読み聞かせやイベント等を開催するときは、隣の人と適切な距離をとることを徹底します。また、学校図書館や公共図書館などの閲覧席についても、隣の人と適切な距離をとるとともに、向い合わせにならないように座席を配置します。
換気の徹底	読書をする場所及び読み聞かせやイベントを開催する会場では、1時間から2時間毎に、定期的に換気を行います。
屋外での読書活動	暖かい季節や天気の良い日には、読み聞かせなどを屋外で行うなど、感染症にかかるリスクの少ない活動に取り組みます。
読み聞かせ等の配信	図書館では、教育委員会の YouTube チャンネルを利用し、絵本の読み聞かせを配信するなど、対面によらない読書推進活動を行います。

用語解説

※1 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月に施行された、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、子どもの読書環境整備の推進を求める法律。

※2 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、2018年度から2022年度にわたる子どもの読書活動推進に係る基本方針や具体的方策を示したものの。

※3 北海道子どもの読書活動推進計画（第四次計画）

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、2018年度から2022年度にわたる北海道の子どもの読書活動推進に係る具体的方策を示したものの。

※4 ブックスタート事業

保健センターで行われる乳幼児健診の機会に、赤ちゃんと絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどが入ったブックスタートパックを無料で手渡す事業のことで多くの自治体を実施している。町図書館では、10ヶ月児健診と2歳児健診の際に実施している。

※5 家読（うちどく）

家庭での読書をとおして、家族のコミュニケーションを図ろうという取組のこと。

※6 ブックトーク

読書意欲を喚起したり、学習への活用を勧めたりするため、特定のテーマに沿った複数の本について、あらすじを説明したり、一部分を朗読したり、挿絵を見せたりするなどして紹介する活動。

※7 POP

Point of Purchase Advertising（購買時点広告）の略で、主に店頭などで用いられるカードやポスター等の広告媒体。本のPOPの場合は、読み手の心をつかむキャッチコピーや簡単なあらすじ、感想などで構成される。

※8 移動文庫

町図書館が小規模小学校を対象に設置している文庫のこと。1校当たり200冊から300冊の図書を配本し、毎月入れ替えを行っている。

※9 学級文庫

町図書館が大規模小学校の各学級を対象に設置している文庫のこと。1学級当たり40冊の図書を配本し、学期ごとに入れ替えを行っている。

※10 学童文庫

町図書館が学童保育所を対象に設置している文庫のこと。40冊から60冊の図書を配本し、2ヶ月に1回入れ替えを行っている。

※11 リーディングスタート

ブックスタート事業の関連事業として、新入学児童の健康診査の機会に、本をプレゼントするとともに、おすすめ図書のリストなどを配布する町図書館独自の事業のこと。

※12 読書通帳

公立図書館で自分が借りた本の書名等を記録しておくための小冊子。町図書館では、親用と子ども用を作成し、「親子読書通帳」として配布している。

※13 アニマシオン

グループ参加型の読書指導の方法。あらすじをクイズにして出題したり、物語の中にわざと間違いを入れて読み聞かせた上で間違いを探させたりといった様々な手法があり、深く読む習慣、読解力、コミュニケーション能力を養う。

※14 放課後子ども教室

学校の放課後において、学校の余裕教室や体育館等を活用して全ての子どもたちの安全安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携して様々な体験交流活動の機会を定期的かつ継続的に提供する活動。

※15 ビブリオバトル

読んで面白いと思った本について、一人 5 分でその本の概要や魅力を紹介した後、どの本を一番読みたくなったかを投票で決める活動。

※16 ティーンズコーナー

子どもから大人に成長しつつある中高生世代向けの図書を集めたコーナー。「ヤングアダルトコーナー」という名称を使っている図書館もある。

※17 読書タイムセット

中学校で朝読書など一斉読書に取り組む際に利用してもらうため、町図書館が用意している 40 冊の図書のセット。

※18 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の整備を図る目標として、学級数に応じて設定した標準冊数のことであり、平成 5 年 3 月に文部省（当時）が定めたもの。

※19 司書教諭

学校図書館の専門的職務を掌るためにおかれる教諭。学校図書館活用の全体計画の作成や教育課程の編成に関する他の教員への助言など、学校図書館を活用した教育活動を企画する。学校図書館法において、12 学級以上の学校に必ず置かなければならないと規定されている。

※20 学校司書

児童生徒及び教員による学校図書館の利用促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。学校図書館の日常の運営・管理、学校図書館を活用した教育活動の支援を行う。学校図書館法により、配置は努力義務と規定されている。

※21 日本十進分類法

図書館で、資料の分類に使われている分類法。資料が扱うと考えられるあらゆる主題を 9 つの「類」に大別し、それぞれに「1」から「9」の分類を与え、どれにも分類できないものなどには「0」を充てる。各類は、さらに 10 に分けることを繰り返し、細分化する。

※22 大活字本

弱視者にも読みやすいように、文字の大きさや行間を調整し、大きな活字で組みなおした本のこと。

※23 点字図書

視覚障害者のために点字などで記述された図書のこと。

※24 オーディオブック

主に書籍を朗読したものを録音した音声コンテンツの総称。媒体によってカセットブック、カセット文庫、CDブックなどと呼ばれる。

※25 電子図書館サービス

従来の紙とインクではなく、デジタルデータで作成される出版物される電子書籍を、インターネット経由で紙の本と同じように、検索・貸出・返却・閲覧ができるサービス。

音更町子どもの読書活動推進計画（第3期）

令和4年1月

発行 音更町教育委員会

編集 音更町図書館

080-0302

音更町木野西通15丁目7

TEL 0155-32-2424

FAX 0155-32-2566